

平成25年第1回阿波市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成25年2月25日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（19名）

1番 檜原 伸	2番 藤川 豊治
3番 森本 節弘	4番 江澤 信明
5番 正木 文男	6番 笠井 高章
7番 松永 涉	8番 吉田 正
9番 檜原 賢二	10番 木村 松雄
11番 阿部 雅志	12番 岩本 雅雄
14番 池光 正男	15番 出口 治男
16番 香西 和好	17番 原田 定信
18番 三浦 三一	19番 稲岡 正一
20番 吉川 精二	

欠席議員（なし）

会議録署名議員

19番 稲岡 正一	20番 吉川 精二
-----------	-----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 野崎 國勝	副市長 森本 哲生
政策監 藤井 正助	教育長 板野 正
総務部長 井内 俊助	市民部長 石川 春義
健康福祉部長 坂東 恵子	産業経済部長 田村 豊
建設部長 西村 賢司	庁舎建設局長 出口 芳博
教育次長 新居 正和	総務部次長 町田 寿人
市民部次長 姫田 均	健康福祉部次長 川井 剛
産業経済部次長 天満 仁	建設部次長 友行 義博
吉野支所長 岡田 清	土成支所長 矢部 和寿
市場支所長 森本 修次	会計管理者 福原 和代
財政課長 坂東 重夫	水道課長 大川 広幸
農業委員会局長 森本 浩幸	

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 林 正 二 事務局長補佐 成 谷 史 代
事務局長補佐 古 川 秀 樹

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 議案第 1 号 平成 2 4 年度阿波市一般会計補正予算（第 6 号）について
- 日程第 5 議案第 2 号 平成 2 4 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 6 議案第 3 号 平成 2 5 年度阿波市一般会計予算について
- 日程第 7 議案第 4 号 平成 2 5 年度阿波市御所財産区特別会計予算について
- 日程第 8 議案第 5 号 平成 2 5 年度阿波市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 9 議案第 6 号 平成 2 5 年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 1 0 議案第 7 号 平成 2 5 年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 1 1 議案第 8 号 平成 2 5 年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第 1 2 議案第 9 号 平成 2 5 年度阿波市介護保険特別会計予算について
- 日程第 1 3 議案第 1 0 号 平成 2 5 年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第 1 4 議案第 1 1 号 平成 2 5 年度阿波市水道事業会計予算について
- 日程第 1 5 議案第 1 2 号 阿波市債権管理条例の制定について
- 日程第 1 6 議案第 1 3 号 阿波市教育基金条例及び阿波市土地改良事業基金条例の廃止について
- 日程第 1 7 議案第 1 4 号 阿波市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第 1 8 議案第 1 5 号 阿波市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 9 議案第 1 6 号 阿波市男女共同参画審議会条例の制定について
- 日程第 2 0 議案第 1 7 号 阿波市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

- 日程第 2 1 議案第 1 8 号 阿波市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 2 2 議案第 1 9 号 阿波市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について
- 日程第 2 3 議案第 2 0 号 阿波市市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第 2 4 議案第 2 1 号 阿波市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第 2 5 議案第 2 2 号 阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 6 議案第 2 3 号 阿波市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 2 7 議案第 2 4 号 阿波市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例の制定について
- 日程第 2 8 議案第 2 5 号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 2 9 議案第 2 6 号 阿波市道路線の認定について
- 日程第 3 0 議案第 2 7 号 阿波市道路線の変更について
- 日程第 3 1 議案第 2 8 号 阿波市八幡地区幼保連携施設新築工事請負契約の締結について

午前10時00分 開会

○議長（阿部雅志君） 現在の出席議員は全員で定足数に達しており、議会は成立をいたしました。

ただいまから平成25年第1回阿波市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に入る前に先立ち、諸般の報告を申し上げます。

最初に、議長会関係会議の概要をご報告申し上げます。

去る2月6日、東京都日本都市センターにおいて、第94回全国市議会議長評議員会が開催され、松永副議長と出席いたしました。評議員会では「地方行財政の課題」についての講演を受けました。各委員会の活動状況報告（部会提出議案7、会長提出議案3）、原案のとおり可決されました。

次に、組合会議関係についてご報告申し上げます。

12月25日に中央広域連合議会定例会が開催され、関係議員とともに出席しました。

次に、議員の行政視察研修派遣についてご報告申し上げます。

1月31日に徳島県市議会連絡協議会研修会が徳島市において県下8市議会議員参加のもと開催され、本市から13名の議員が出席し、広瀬克哉法政大学教授の「地方主権改革と今後の自治体」と題した講演を聞き、今後の議会活動の有意義な研修になりました。

次に、各種会合についてご報告申し上げます。

平成25年1月2日に平成25年阿波市成人式、1月3日に徳島駅伝阿波市選手団出陣式及び4日から5日まで3日間、市長、教育長とともに応援に参りました。1月6日の阿波市選手団解団式に出席をいたしました。今回、阿波市は11位と昨年より順位を上げ敢闘賞を受賞され、今後の躍進が期待されます。

1月7日に平成25年徳島中央広域連合消防出初め式、1月13日に阿波市消防団出初め式、1月17日に阿波・吉野川市地区保護司会総会等の諸会合にも出席をいたしました。

以上の件の詳細については、議会事務局に關係書類を保管していますので、ご高覧ください。

次に、監査委員から、平成24年11月、12月、平成25年1月分の例月現金出納検査及び監査結果報告書が議長宛てに提出されております。關係書類を議会事務局に保管してありますので、ご高覧ください。

次に、市長からお手元に配付のとおり議案等の提出通知がありましたので、ご報告しておきます。

諸般の報告は以上のとおりであります。

これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付いたしました日程表のとおりです。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（阿部雅志君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、19番稲岡正一君、20番吉川精二君の兩名を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（阿部雅志君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定については、2月18日、議会運営委員会が開催されておりますので、結果について委員長の報告を求めます。

吉田議会運営委員長。

○議会運営委員長（吉田 正君） 日程第2、会期の決定についてを議長より指名がございましたので、議会運営委員会の協議結果についてご報告を申し上げます。

平成25年第1回阿波市議会定例会の運営協議のため、2月18日午前10時より第1委員会室において、議会側から正副議長及び委員8名、理事者側から市長、副市長、政策監、総務部長ほか担当職員の出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

まず、今定例会の会期については、慎重に協議をいたしました結果、本日2月25日より3月15日までの19日間と決定いたしました。

なお、議事日程については、既に配付をしてあります日割り表のとおりでございます。

本日は諸般の報告、行政報告、提出議案の説明を予定しております。

次に、3月4日は全員協議会で調査関係等の説明のため、開催を午後2時から予定しております。次に、3月5日の本会議は午前10時に開会いたし、代表質問と一般質問を予定しております。3月6日、本議会を午前10時に開会し一般質問、3月7日、本議会を午前10時に開会し一般質問、その後議案に対するの質疑を受け、各常任委員会へ付託する予定であります。

次に、3月8日、午前10時から総務常任委員会を予定し、3月11日、午前10時から産業建設常任委員会を予定し、3月12日、午前10時から文教厚生常任委員会を予定しております。

次に、3月15日、午前10時より本会議を開会し、各常任委員会委員長報告、質疑、討論、採決を行い、閉会を予定しております。

本日、議案第28号阿波市八幡地区幼保連携施設新築工事請負契約の締結についてが追加提出されており、3月6日に追加議案として議題にすることに決定しております。阿波市庁舎建設及び交流防災拠点施設建設工事請負契約の締結についてが追加提出されて、3月7日に詮議される予定となっております。

なお、3月15日閉会日に、国の経済対策関連の平成24年第一般会計補正予算（第7号）についてが追加提出される予定です。

次に、代表質問、一般質問、質疑通告等の締め切りは、2月26日の正午となっております。なお、議案第28号についての質疑通告の締め切りは、3月1日の午後となっております。議会の円滑な運営ができますよう、議員並びに理事者のご協力をよろしくお願いいたしまして、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（阿部雅志君） お諮りいたします。

本定例会の会期については、本日から3月15日までの19日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部雅志君） 異議なしと認めます。よって、会期を本日から3月15日までの19日間と決定いたしました。

~~~~~

### 日程第3 行政報告

○議長（阿部雅志君） 日程第3、行政報告を市長に求めます。

野崎市長。

○市長（野崎國勝君） おはようございます。

本日、平成25年第1回阿波市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご多忙中にもかかわらずご出席を賜り、まことにありがとうございます。

開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げたいと存じます。

今議会は、私が平成21年5月に市長に就任いたしまして、第1期目の最後の市議会定

例会となります。

市長就任以来、議員各位を初め、市民の皆様並びに関係各方面の方々のご支援、ご協力をいただく中、阿波市に不可欠な事務、事業の着実な遂行と、合併後、未調整事項の課題の解消に全力を傾注し、市民の皆様、そして職員の一体感の醸成を図りながら、活力ある阿波市の礎を築いてまいりました。

具体的には、行財政改革の推進、指定管理者制度の導入、総合計画を基本としながら各種具体的な基本計画の策定、また、安全・安心な教育環境を図るための県下でも類を見ない大規模改修工事を含めた学校耐震事業の推進、自主防災組織の充実があります。

また、新しいまちづくりに不可欠な重点事業として、本市の行財政改革の本丸、防災拠点、市民が集い、語り、きずなを深める新庁舎及び交流防災拠点施設整備事業、本市の基幹産業である農業の振興と食育を合わせた阿波市らしい給食センター建設事業、切れ目のない子育て支援のモデル事業として八幡地区幼保連携施設整備事業がございます。

また、本市は合併市であり、平成27年度までは財政支援措置が手厚いものとなっており、その後支援が減少していくことも見据えて、中・長期財政計画を策定しております。いわゆる合併特例期間は、人員の適正化、施設、事業の統廃合など、抜本的な行財政改革をするための猶予期間であります。新市の社会基盤を形成する上で、どうしても必要な大型事業につきましては、有利な制度を活用し、できる限り合併特例期間中に取り組むことが、将来の本市にとって非常に得策であると考えております。

この4年間で合併による財政措置のメリットを生かし、さまざまな行政需要に対応する中で、その後の行政サービスの維持等にも配慮し、財政基盤の強化に努めて、財政健全化法に係るさまざまな財政指標も徳島県の8市のみならず、全国の類似団体と比較しても、健全な数値を堅持しております。また、家庭における定期預金である基金残高においては、直近の4年間で約50億円増加させ、平成24年度末には100億円を超える見込みとなっております。

こうした状況下、地域主権型社会へと移行していく中で、一昨年実施した市民アンケートにより、「阿波市に住んでよかった。これからも住み続けたい」と思う人が85.7%という結果になっております。これからのまちづくりは、行政と市民の皆様が協働しながら推進していくことが重要であり、多くの市民の皆様がまちづくりに参加しやすいシステムづくりを図ってまいりたいと考えております。

現在阿波市では、「明日に向かった、やすらぎ空間」を目指し、人という花のつぼみが

咲く寸前であります。いま少し、花の手入れをして、見事な大輪を咲かせたいとの強い気持ちから、引き続き市勢の発展に全身全霊を傾注してまいりたいと決意し、次期市長選への立候補を昨年末に表明したところであります。

次に、新年度予算を中心に市政の重要課題等についてご報告申し上げ、議員各位を初め市民の皆様のご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

まず、平成25年度当初予算についてであります。

国においては、平成25年度予算編成の基本方針として、日本経済の再生に向け政策を総動員し、いかなる難問からも逃げることなく、正面から取り組み、果敢に挑戦していく覚悟を新たにするとしております。具体的には、東日本大震災からの復興を飛躍的に加速させるとともに、政策の基本哲学を縮小均衡の分配政策から、成長と富の創出の好循環へと転換させ、強い経済を目指すとしておるところであります。

次に、地方財政への対応として、地域主権改革を尊重し、地方が安定的に財政運営を行うことができるよう、通常収支分と東日本大震災分を区分しており、社会保障関係経費の自然増や地域の活性化等の緊急課題に対応する財源を含め、地方の一般財源総額について、実質的に平成24年度と同水準を確保することを基本としております。

このような状況を踏まえ、本市の平成25年度の当初予算編成においては、前年度以上に限られた財源の有効活用を図るため、第2次集中改革プランによる行財政改革を継続するとともに、新年度予算の編成方針の中で、「現状にとらわれることなく、より高い視点に立って市全体を見ながら、どうすれば市民のためになるかを考え、起点から終点まで一つの物語として市民に説明できるよう企画、立案すること」、「机上で考えるのではなく、現場を見て状況を判断すること」、「部局を超えて情報を共有、協議した上で予算要求すること」などの職員の意識改革と、活力ある安全・安心で、市民全てが幸せを実感できる阿波市の実現のための予算編成を指示いたしました。

平成25年度一般会計予算の総額は196億650万円であり、前年度に比べ29億6,810万円、率にして17.8%の増加となっております。また、7件の特別会計については、総額で98億1,270万8,000円となっております。

一般会計において、市長選挙を控え、基本的に骨格的予算としておりますが、従来の総合計画を代表とした各種基本計画に基づいた継続事業は、スピード感を持って予算編成し執行することが本市の将来の発展に寄与することを踏まえ、先ほど申しました新庁舎及び交流防災拠点施設整備事業、学校給食センター建設事業、八幡地区幼保連携施設整備事業

に関する予算を計上しており、これらの予算を除きますと、前年度比7億5,433万8,000円の減少となります。

また、ソフト事業として、今年度より5カ年計画で実施するやすらぎ空間づくり発信事業につきましては、市内東西25キロメートルに点在する国の天然記念物で天下の奇勝と言われております阿波の土柱を初め、金清自然公園、奥宮川内谷川自然公園、四国霊場札所、柿原堰、道の駅となり、さらには御所のたらいうどんなどの観光施設、資源を線で結び、さらには面的広がりを持たせた活用を図るとともに、健康増進ともタイアップさせ、市内外に観光情報を積極的に発信します。

桜、モミジ、アンズなどを大規模農道沿いに市民と協働で植栽し、沿道を花も実もあるウォーキングロードといたしたいと思っております。

昨年12月より今年にかけて、阿波市の土柱周辺において、阿波中学校の生徒、老人クラブ、婦人会、文化協会、各種ボランティア団体、市議会の皆様、市職員等により、約220本の植樹を実施したところであり、来月も土成町の宮川内谷川周辺、市場町の日開谷沿いで植樹を予定しております。参加された市民の皆様には、厚く厚くお礼申し上げますとともに、今後ともご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

また、教育環境の充実と安全・安心対策として、県下でも類を見ない学校耐震事業と合わせて大規模改修事業を実施しておりますが、今年度補正予算により、平成25年度末には市内の耐震化率100%を目指しております。

次に、新庁舎及び交流防災拠点施設建設事業についてであります。本年、年明け早々の1月4日に、新庁舎及び交流防災拠点施設建設工事の入札公告を行って以降、順次手続を進めてまいりました。

こうした日程の中で、いよいよ明日2月26日には、入札応募書類の審査及び開札を実施し、落札候補者が決定する予定となっております。この落札候補者との仮契約が整い次第、今定例会会期中において新庁舎及び交流防災拠点施設建設工事請負契約の締結議案を追加提案し、ご審議をお願いしたいと考えております。

あわせて、3月下旬には起工式を行い、平成26年度末までの完成に向けて精力的に作業を進めてまいりたいと考えておりますので、議員皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

次に、教育委員会と産業経済部が一つになって検討を行った、学校給食に係る地産地消への取り組みについてであります。

現在3カ所で実施している学校給食センター業務については、平成26年度中に1カ所に統合する計画であり、現在その実現に向けてさまざまな検討を重ねているところであります。

このうち、給食食材の調達については、これまで以上に新鮮で安全・安心な地元食材を活用した給食づくりに取り組むこととしており、本年、阿波市学校給食地産地消推進計画を策定いたしましたところです。計画では、県下有数の農業生産地の特性を生かしながら、JA等が持つ有効な手法を活用することになっており、これが市内農家の育成と食育、そして明日を担う子どもたちの体づくりにまで広まっていくものと期待しております。

次に、市内の県営長峰工業団地において、平成10年より操業中の水島プレス徳島工場において、トラック用ステアリングシャフトの製造工場の増設工事を行うことになりました。現在、本社である岡山県倉敷工場と徳島工場で製造しているものを一括製造する計画であり、今後徳島工場は、インドネシアなどの海外での事業強化に向けた基幹工場となる予定であります。操業開始は来年春ごろであり、増設に伴い新たに20人程度の雇用が見込まれると聞いており、市内の活性化に寄与するものと考えております。

次に、善入寺島剣先の復旧工事についてであります。

かねてより、国土交通省による工事が進められておりました、本市農業の基盤とも言える宝の島、善入寺島剣先の復旧工事がこの2月末をもって完了する見込みとなりました。これは、平成23年に襲来した台風6号、12号、15号により、護岸及び農地に甚大な被害を受けた農地の復旧に向け、本市はもとより、吉野川市、県選出の国会議員を初め、地元改良区や農家の方々など関係者が一丸となって要望した成果であります。工事完了後は、強固な護岸に守られた占用地から、これまで以上に多種多様な農産物が安定して生産出荷されることと確信いたしております。

最後に、新春の阿波路を駆け抜けた第59回徳島駅伝についてであります。

年明けの1月4日から6日の3日間で開催され、阿波市チームは8回目の参加となりましたが、昨年2月からの合同練習等の強化策によりチームが一丸となり、昨年より順位を3つ押し上げ、過去最高順位である11位と大躍進を遂げたところであります。

監督、コーチを初め、力走した選手に敬意を表しますとともに、沿道から力強い応援を送っていただきました市民の方々にお礼を申し上げますとともに、来年以降に向けてさらなる飛躍を遂げてくれるものと期待する次第であります。

以上、ご報告申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶と行政報告とさせていただきます

す。

~~~~~

- 日程第 4 議案第 1 号 平成 24 年度阿波市一般会計補正予算（第 6 号）について
- 日程第 5 議案第 2 号 平成 24 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 6 議案第 3 号 平成 25 年度阿波市一般会計予算について
- 日程第 7 議案第 4 号 平成 25 年度阿波市御所財産区特別会計予算について
- 日程第 8 議案第 5 号 平成 25 年度阿波市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 9 議案第 6 号 平成 25 年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 10 議案第 7 号 平成 25 年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 11 議案第 8 号 平成 25 年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第 12 議案第 9 号 平成 25 年度阿波市介護保険特別会計予算について
- 日程第 13 議案第 10 号 平成 25 年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第 14 議案第 11 号 平成 25 年度阿波市水道事業会計予算について
- 日程第 15 議案第 12 号 阿波市債権管理条例の制定について
- 日程第 16 議案第 13 号 阿波市教育基金条例及び阿波市土地改良事業基金条例の廃止について
- 日程第 17 議案第 14 号 阿波市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第 18 議案第 15 号 阿波市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 19 議案第 16 号 阿波市男女共同参画審議会条例の制定について
- 日程第 20 議案第 17 号 阿波市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 21 議案第 18 号 阿波市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに

係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
を定める条例の制定について

日程第 2 2 議案第 1 9 号 阿波市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定
について

日程第 2 3 議案第 2 0 号 阿波市市道の構造の技術的基準を定める条例の制定につ
いて

日程第 2 4 議案第 2 1 号 阿波市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基
準を定める条例の制定について

日程第 2 5 議案第 2 2 号 阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正に
ついて

日程第 2 6 議案第 2 3 号 阿波市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する
基準を定める条例の制定について

日程第 2 7 議案第 2 4 号 阿波市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工
事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を
定める条例の制定について

日程第 2 8 議案第 2 5 号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福
祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施
行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第 2 9 議案第 2 6 号 阿波市道路線の認定について

日程第 3 0 議案第 2 7 号 阿波市道路線の変更について

日程第 3 1 議案第 2 8 号 阿波市八幡地区幼保連携施設新築工事請負契約の締結に
ついて

○議長（阿部雅志君） 次に、日程第 4、議案第 1 号平成 2 4 年度阿波市一般会計補正予
算（第 6 号）についてから日程第 3 1、議案第 2 8 号阿波市八幡地区幼保連携施設新築工
事請負契約の締結についてまでの計 2 8 件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 議長の許可をいただきましたので、本日提案いたしております議
案について、提案理由の説明を申し上げます。

提案いたしております議案は、補正予算案件 2 件、当初予算案件 9 件、条例案件 1 4

件、その他案件3件の計28件であります。

まず、議案第1号平成24年度阿波市一般会計補正予算（第6号）については、追加補正予算額4億9,760万円であります。

次に、議案第2号平成24年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、減額補正予算額3,947万6,000円であります。

次に、議案第3号平成25年度阿波市一般会計予算については、歳入歳出予算の総額を196億650万円とするものであります。

次に、議案第4号平成25年度阿波市御所財産区特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を1,679万円とするものです。

次に、議案第5号平成25年度阿波市国民健康保険特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を51億6,774万4,000円とするものであります。

次に、議案第6号平成25年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を4億1,831万円とするものです。

次に、議案第7号平成25年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を1億1,928万9,000円とするものです。

次に、議案第8号平成25年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を182万5,000円とするものです。

次に、議案第9号平成25年度阿波市介護保険特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を40億8,574万9,000円とするものです。

次に、議案第10号平成25年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を300万1,000円とするものです。

次に、議案第11号平成25年度阿波市水道事業会計予算については、収益的収入6億4,935万4,000円、収益的支出6億4,310万2,000円、資本的収入3億514万7,000円、資本的支出5億5,770万円とするものです。

次に、議案第12号阿波市債権管理条例の制定については、市の債権の管理に関する事務処理について、必要な事項を定めることにより、一層の適正化を図り、市民負担の公平性及び財政の健全性を確保することを目的として、条例を制定するものです。

次に、議案第13号阿波市教育基金条例及び阿波市土地改良事業基金条例の廃止については、本市の基金全体のあり方を再考し、より有効活用を図れるよう、基金の整理、再編に取り組むことを目的とし、廃止条例を提出するものです。

次に、議案第14号阿波市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について及び議案第15号阿波市職員の給与に関する条例の一部改正については、新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定されたことに伴い、条例の制定及び一部改正を行うものです。

次に、議案第16号阿波市男女共同参画審議会条例の制定については、男女共同参画社会基本法の規定に基づく阿波市男女共同参画計画を策定するため、地方自治法の規定に基づき、条例を制定するものです。

次に、議案第17号阿波市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定から議案第24号阿波市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例の制定についてまでの計8件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、地方自治体の条例制定権が拡大されたことに伴い、条例を制定するものです。

次に、議案第25号地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、障害者自立支援法の題名等一部が改正されるため、本市の健康福祉センター及び保健センターの設置、管理条例並びに阿波市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正を行うものです。

次に、議案第26号阿波市道路線の認定について及び議案第27号阿波市道路線の変更については、道路法の規定により、議会の議決をお願いするものです。

次に、議案第28号阿波市八幡地区幼保連携施設新築工事請負契約の締結については、去る2月22日に仮契約の締結が完了しましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び阿波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、他の27件と合わせて本日提出させていただくものです。契約金額は3億4,300万7,700円となります。

以上、議案について提案理由の説明を申し上げましたが、議案内容の詳細につきましては担当部長等より説明いたしますので、十分ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部雅志君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、提出されております各議案について補足説明を求めます。

井内総務部長。

○総務部長（井内俊助君） 議長の許可をいただきましたので、議案第1号について補足説明をさせていただきます。

議案第1号平成24年度阿波市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億9,760万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ190億8,885万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

第3条、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正による。

第4条、地方債の変更は、第4表地方債補正による。

平成25年2月25日提出、阿波市長。

今回の補正予算につきましては、実績とか決算見込みによる予算調製と基金積立金が主な内容となっております。

5ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費についてでございます。今回の補正では、新庁舎建設事業や八幡地区幼保連携施設整備事業などの9事業、6億9,808万4,000円について繰越明許費の設定をお願いをいたしております。

次に、6ページをお願いいたします。

第3表の債務負担行為補正についてでございます。今回追加をお願いするのは、学校給食センター建築工事に関するもの2件となっております。期間は平成25年度から26年度まで2カ年で、限度額は建築工事等が14億5,000万円、施工管理業務委託料が2,000万円となっております。

次に、7ページをお願いいたします。

第4表地方債補正についてでございます。今回変更をお願いするのは、幼保連携施設整備事業債など4件で、合わせて補正前の限度額が8億5,190万円、補正後の限度額は7億7,540万円、7,650万円の減額となっております。

次に、10ページ、11ページをお願いいたします。

歳入歳出事項別明細書で主なものを説明させていただきます。

まず、歳入についてでございます。

10款地方交付税の補正額が7億2,350万3,000円の追加、18款繰入金の補正額が2億5,661万2,000円の減額などとなっております。補正額の合計は4億9,760万円の追加で、補正後の歳入合計額は190億8,885万円となっております。

次に、12、13ページをお願いいたします。

歳出につきましては、3款民生費の補正額が1億1,462万5,000円の減額、7款商工費の補正額が1,555万円の追加、8款土木費の補正額が2億6,779万5,000円の減額、13款諸支出金の補正額が9億6,219万7,000円の追加などとなっております。補正額の合計は4億9,760万円の追加で、補正後の歳出合計額は190億8,885万円となっております。

次に、歳入歳出の詳細についてご説明をさせていただきます。

14、15ページをお願いいたします。

10款1項1目の地方交付税が7億2,350万3,000円の追加となっております。これにつきましては、普通交付税が5億7,058万1,000円、特別交付税が1億4,792万2,000円の追加となっております。

次に、20、21ページをお願いいたします。

18款1項の基金繰入金が2億5,661万2,000円の減額となっております。このうち、3目一般廃棄物中間処理施設対策基金繰入金が1億8,083万円、5目地域福祉基金繰入金が9,400万円の減額となっております。

次に、22、23ページをお願いいたします。

21款1項の市債が7,650万円の減額となっております。これの主なものとしては、8目土木費の道路橋梁債が6,700万円の減額となっております。

次に、歳出についてでございます。

26、27ページをお願いいたします。

2款1項14目庁舎建設費の委託料が585万5,000円の減額となっております。これについては、基本・実施設計業務委託料の減額となっております。

28、29ページをお願いいたします。

3款1項1目の社会福祉総務費が8,078万6,000円の減額となっております。このうち、29ページ、国民健康保険事業特別会計への繰出金が7,431万7,000

円の減額となっております。

次に、30、31ページをお願いいたします。

3項8目幼保連携施設整備事業費が1,625万円の減額となっております。これにつきましては、八幡地区幼・保連携施設の設計業務等の減額となっております。

次に、34、35ページをお願いいたします。

7款1項2目観光費の補正額が1,500万円の追加となっております。これにつきましては、土柱自然公園公衆トイレ新築工事に係る設計監理と工事請負費となっております。

次に、36、37ページをお願いいたします。

8款2項の道路橋梁費が2億6,446万2,000円の減額となっています。これにつきましては、3目の道路新設改良費が3,693万2,000円の減額、6目周辺対策事業費が1億8,083万円の減額となっています。これにつきましては、事業の見直しや請負差額による減額が主なものとなっております。

次に、42、43ページをお願いいたします。

10款7項1目の学校給食費が1,060万1,000円の減額となっております。これについては、給食センター新築事業の設計監理委託料などの減額となっております。

次に、44、45ページをお願いいたします。

13款2項1目の基金費の補正額が9億6,219万7,000円の追加となっております。このうち、財政調整基金が5億5,023万4,000円、減債基金が2億1,014万円の追加となっております。

以上、歳入歳出の主なものについての説明とさせていただきました。

次に、48、49ページをお願いいたします。

この調書につきましては、6ページの第3表債務負担行為補正の追加項目について、支出予定額や財源内訳などの詳細を記載をいたしております。

次に、最終50ページをお願いいたします。

この地方債に関する調書は、7ページの第4表地方債補正の変更に基づき調製したものでございます。最後の行、当該年度末現在高見込み額についての合計額は197億3,168万9,000円となっております。

以上、議案第1号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（阿部雅志君） 石川市民部長。

○市民部長（石川春義君） おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、議案第2号について補足説明させていただきます。

議案第2号平成24年度阿波市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,947万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億6,784万8,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成25年2月25日提出、阿波市長。

今回の補正予算については、保険給付費や後期高齢者支援金、介護納付金などの減額に伴う補正をお願いをするものです。

6、7ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。

歳入につきましては、7款共同事業交付金の補正額が3,300万6,000円の減額、9款の繰入金の補正額が7,431万7,000円の減額です。10款繰越金の補正額が6,784万7,000円の増額です。補正額の合計は3,947万6,000円の減額で、補正後の歳入合計額は52億6,784万8,000円となっています。

なお、9款繰入金の内訳といたしましては、共同事業交付金からの振りかえ分が3,300万6,000円と、基準超過費用繰入金が912万9,000円の増額で、その他一般会計繰入金、つまり法定については1億1,645万2,000円を減額します。これにより、その他の一般会計繰入金の法定外繰り入れは1億2,000万円となります。

次に、8ページをお願いします。歳出です。

2款保険給付費の補正額は3,035万4,000円の減額、3款後期高齢者支援金等の補正額が399万7,000円の減額、6款介護納付金が512万5,000円の減額です。補正額の合計は3,947万6,000円の減額で、補正後の歳出合計額は52億6,784万8,000円となっています。

なお、保険給付費の内訳は、一般被保険者高額療養費が2,904万3,000円の減額、一般被保険者高額介護合算療養費が131万1,000円の減額となっています。

以上、議案第2号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいます

ようよろしく願いいたします。

○議長（阿部雅志君） 井内総務部長。

○総務部長（井内俊助君） 議長の許可をいただきましたので、議案第3号と議案第4号について補足説明をさせていただきます。

最初に、議案第3号についてでございます。

議案第3号平成25年度阿波市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ196億650万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は30億円と定める。

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用となっております。

平成25年2月25日提出、阿波市長。

25年度一般会計の当初予算につきましては、新規の施策等を見送り、法令に基づく義務的なもの、行政活動の継続性を図るもの及び緊急を要するものを中心とした骨格的な予算編成といたしておりますが、これまで準備を進めてまいりました新庁舎及び交流防災拠点施設建設事業や学校給食センター建設事業などの建設工事に本格的に着手するため、予算規模におきましては、前年度当初予算額を29億6,810万円、率にして17.8%上回るものとなっております。

6ページをお願いいたします。

第2表地方債についてです。地方債につきましては、臨時財政対策債など7件で、限度額の合計は42億2,230万円となっております。このうち、庁舎等施設整備事業債が24億9,640万円、給食センター等施設整備事業債は8億1,020万円となっております。起債の方法は証書借入れで、利率は5%以内、償還の方法については、借入先の融通条件によるものでございます。

次に、8、9ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書で主なものを説明させていただきます。

最初に、歳入についてです。

1款市税が32億4,678万6,000円で、前年度比8,316万2,000円の増、10款地方交付税が61億3,006万2,000円で、前年度比2億7,687万円の減、14款国庫支出金が19億6,801万3,000円で、前年度比8,599万5,000円の増、15款県支出金が10億1,881万1,000円で、前年度比8,467万7,000円の増、18款繰入金が13億7,458万2,000円で、前年度比1,274万8,000円の減、21款市債が42億2,230万円で、前年度比30億6,250万円の増となっております。この市債につきましては、庁舎等施設整備事業債と給食センター施設等整備事業債が主な増加要因となっております。歳入合計は196億650万円で、前年度比29億6,810万円の増となっております。

次に、10、11ページをお願いします。

歳出についてでございます。

2款総務費が49億3,430万6,000円で、前年度比27億9,858万6,000円の増、この増加要因は庁舎建設費によるものでございます。3款民生費が62億9,483万1,000円で、前年度比7,209万5,000円の減、4款衛生費が16億8,773万3,000円で、前年度比1億1,128万6,000円の減、8款土木費が9億1,760万7,000円で、前年度比3億2,618万8,000円の減、10款教育費が23億3,389万円で、前年度比8億2,883万4,000円の増、この増加要因は給食センター建設費によるものでございます。12款公債費が20億5,109万5,000円で、前年度比485万1,000円の減となっております。歳出合計額は196億650万円で、前年度比29億6,810万円の増となっております。その財源内訳につきましては、国庫支出金が29億8,682万4,000円、地方債が34億8,310万円、その他が13億7,038万7,000円、一般財源が117億6,618万9,000円となっております。

次に、歳入歳出の詳細についての説明をさせていただきます。

12、13ページをお願いいたします。

最初に、歳入についてでございます。

1款市税につきましては、1項市民税の1目個人分が10億9,675万3,000円

で、このうち、現年課税分が10億8,676万6,000円となっております。

2項1目固定資産税は16億3,131万4,000円で、このうち、現年課税分が16億885万2,000円となっております。

その下の4項1目たばこ税は2億5,730万7,000円で、前年度比6,784万4,000円の増となっております。

次に、16、17ページをお願いいたします。

10款1項1目地方交付税については61億3,006万2,000円で、このうち、普通交付税が59億4,006万2,000円、特別交付税が1億9,000万円となっております。

次に、24、25ページをお願いいたします。

14款1項国庫負担金につきましては、3目の民生費国庫負担金が16億9,096万1,000円となっております。このうち1節の社会福祉費負担金が4億9,908万4,000円。

次に、27ページをお願いします。

3節児童福祉費負担金が4億4,345万2,000円、4節生活保護費負担金が7億4,842万5,000円となっております。

2項の国庫補助金につきましては、8目土木費国庫補助金が1億2,123万7,000円となっております。この主なものは、社会資本整備総合交付金となっております。

次に、28、29ページをお願いいたします。

10目教育費国庫補助金の7節学校給食費補助金として、学校施設環境改善交付金が7,571万6,000円となっております。

次に、30、31ページをお願いします。

15款1項3目民生費県負担金については5億8,464万6,000円で、このうち、1節の社会福祉費負担金が3億7,258万3,000円、2節老人福祉費負担金が1億2,195万5,000円となっております。

次に、40、41ページをお願いいたします。

18款1項基金繰入金のうち、1目財政調整基金繰入金が5億5,000万円、2目減債基金繰入金が2億1,000万円、3目一般廃棄物中間処理施設対策基金繰入金が2億1,322万円、10目市庁舎建設基金繰入金が2億円となっております。

次に、46、47ページをお願いいたします。

21款1目市債につきましては、2目総務債の1節臨時財政対策債が7億3,920万円、5節の庁舎等施設整備事業債として、合併特例債が24億9,640万円。

次のページをお願いします。

10目教育債の4節給食センター施設整備事業債として、合併特例債が8億1,020万円となっております。

次に、歳出についてでございます。

58、59ページをお願いいたします。

2款1項総務管理費についてでございます。6目の企画費の59ページ、男女共同参画基本計画策定業務委託料が386万9,000円となっております。この件に関連いたしますは、今議会に男女共同参画審議会条例の制定について提案をさせていただいておるところでございます。

次に、66、67ページをお願いいたします。

14目の庁舎建設費が28億3,370万円となっております。このうち、建設工事施工管理業務委託料が3,437万円、工事請負費が27億9,350万円となっております。

72、73ページをお願いいたします。

4項選挙費の4目市議会議員選挙費が2,362万6,000円。

次のページをお願いします。

13目の参議院議員通常選挙費が2,145万円となっております。

次に、80、81ページをお願いいたします。

3款1項社会福祉費については、1目の社会福祉総務費が7億330万6,000円となっております。このうち、国民健康保険事業特別会計繰出金が3億7,502万8,000円となっております。

その下の2目の障害者福祉費が10億2,810万円となっております。この主なものにつきましては、83ページをお願いいたします、障害者自立支援給付費が8億9,085万3,000円となっております。

次に、94、95ページをお願いいたします。

3項1目児童福祉総務費のうち、95ページ、子ども・子育て支援推進事業費が307万円となっております。この事業については、子ども・子育て支援関連3法の今後の施行にあわせまして、市において、子ども・子育て支援事業計画を策定することとなり、25

年度におきましては、ニーズ調査等を行うことといたしております。

次に、96、97ページをお願いいたします。

3目保育所費のうち、97ページ、久勝保育所指定管理委託料が9,395万8,000円となっております。久勝保育所の指定管理は、25年度から実施をするものでございます。

102、103ページをお願いいたします。

8目幼保連携施設整備事業費が3,751万円となっております。25年度は、八幡地区幼・保連携施設の整備と、一条地区幼・保連携施設の基本実施設計等を実施いたします。

104、105ページをお願いいたします。

4項生活保護費について、2目の扶助費が9億9,974万8,000円となっております。

112、113ページをお願いいたします。

4款2項1目清掃総務費が9億1,880万4,000円となっております。このうち、113ページの中央広域環境施設組合負担金が7億1,749万4,000円、阿北環境整備組合負担金が8,614万6,000円となっております。

次に、118、119ページをお願いいたします。

6款1項5目農業振興費が1億984万6,000円となっております。このうち、121ページをお願いいたします、中山間地域等直接支払い事業費が3,651万5,000円、活力ある阿波市農業振興事業費が2,451万9,000円、新規就農総合支援事業費が2,427万2,000円となっております。

次に、136、137ページをお願いいたします。

8款2項道路橋梁費につきまして、3目の道路新設改良費が1億2,280万円、4目の地方道整備事業費が2億3,915万9,000円となっております。

次に、144、145ページをお願いいたします。

9款1項消防費について、1目非常備消防費のうち、145ページ徳島中央広域連合分賦金が4億1,800万2,000円となっております。

次に、146、147ページをお願いいたします。

3目の災害対策費のうち、147ページ、地域防災計画等作成業務委託料が882万円となっております。これについては、巨大地震などに対応し、地域防災計画の見直しを行

うものでございます。また、大規模災害が発生した際に必要な備蓄品の整備を行うための備品購入費が2,320万5,000円となっております。

次に、188、189ページをお願いいたします。

10款7項学校給食費のうち、189ページ、給食センター新築事業費が10億2,933万5,000円となっております。

以上、歳入歳出の主なものについて説明をさせていただきました。

なお、194ページから201ページは、給与費明細書と債務負担行為に関する調書となっておりますので、ご高覧をいただければと思います。

次に、最終202ページをお願いいたします。

地方債の見込みに関する調書でございます。最後の行、当該年度末現在高見込み額についての合計額は226億2,518万2,000円となっております。

以上、議案第3号についての補足説明とさせていただきます。

次に、議案第4号についてでございます。

議案第4号平成25年度阿波市の御所財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,679万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用となっております。

平成25年2月25日提出、阿波市長。

6、7ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書です。

歳入については、1款財産収入の本年度予算額が378万9,000円、2款繰越金が1,300万円となっており、歳入合計は1,679万円となっております。

次に、8、9ページをお願いします。

歳出については、1款管理費が387万3,000円、2款事業費が1,000万円、3款予備費が291万7,000円となっており、歳出合計は1,679万円となっております。

次に、歳入歳出の詳細についてですが、10、11ページをお願いいたします。

歳入については、1款1項1目の財産貸付収入として土地貸付収入が378万9,000円となっております。

次に、12、13ページをお願いします。

歳出については、1款1項1目の一般管理費が387万3,000円で、このうち、扶助費が200万円となっております。また、2款1項1目の事業費として委託料が1,000万円となっております。

以上、議案第3号と議案第4号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いをいたします。

○議長（阿部雅志君） 石川市民部長。

○市民部長（石川春義君） 議長の許可をいただきましたので、市民部所管の議案第5号から議案第8号について補足説明させていただきます。

最初に議案第5号についてです。

議案第5号平成25年度阿波市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ51億6,774万4,000円と定める。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は2億円と定める。

平成25年2月25日提出、阿波市長。

6ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書で主なものを説明させていただきます。

歳入については、本年度予算額として、1款国民健康保険税8億8,852万円、3款国庫支出金13億5,403万円、4款療養給付費交付金3億7,295万2,000円、5款前期高齢者交付金8億7,390万8,000円、6款県支出金2億9,878万3,000円、7款共同事業交付金8億5,242万1,000円、9款繰入金5億163万円となっており、歳入合計額は51億6,774万4,000円で、前年度に比べ6,213万9,000円の減額となっております。

なお、繰入金の内訳ですが、一般会計繰入金3億7,502万8,000円と基金積立

金から1億2,660万2,000円となっております。

次に、8ページをお願いいたします。

歳出につきましては、本年度予算額として、1款総務費が9,874万8,000円、2款保険給付費33億5,747万7,000円、3款後期高齢者支援金等5億4,262万円、6款介護納付金2億7,550万2,000円、7款共同事業拠出金8億5,242万4,000円、8款保健事業費3,207万6,000円となっており、歳出合計額は51億6,774万4,000円で、前年度に比べて6,213万9,000円の減額となっております。

次に、議案第6号について説明させていただきます。

議案第6号平成25年度阿波市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億1,831万円と定める。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

平成25年2月25日提出、阿波市長。

6ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書で主なものを説明させていただきます。

歳入についてですが、本年度予算額として、1款後期高齢者医療保険料が2億5,369万7,000円、4款繰入金が1億6,260万8,000円、6款諸収入が150万5,000円で、歳入合計は4億1,831万円となっております。前年度に比べて695万1,000円の減額となっています。

次に、8ページをお願いいたします。

歳出につきましては、本年度予算額として、2款後期高齢者医療広域連合納付金が4億1,630万7,000円、3款諸支出金が150万2,000円で、歳出合計は4億1,831万円となっており、前年度に比べて695万1,000円の減額となっております。

次に、議案第7号について説明させていただきます。

議案第7号平成25年度阿波市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億1,928万9,000円と定める。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1,000万円と定める。

平成25年2月25日提出、阿波市長。

6ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書により主なものを説明させていただきます。

歳入についてですが、本年度予算額として、1款分担金が250万円、2款使用料及び手数料で1,348万8,000円、5款繰入金1億178万2,000円、6款繰越金が100万円となっており、歳入合計額は1億1,928万9,000円で、前年度に比べまして356万4,000円の減額となっています。

次に、8ページをよろしく申し上げます。

歳出につきましては、本年度予算額として、2款事業費が4,028万3,000円、3款公債費が7,792万8,000円で、歳出合計額は1億1,928万9,000円となっており、前年度に比べて356万4,000円の減額となっています。

次に、議案第8号について申し上げます。

議案第8号平成25年度阿波市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ182万5,000円と定める。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

平成25年2月25日提出、阿波市長。

6ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書で主なものを説明させていただきます。

歳入につきましては、本年度予算額として、2款諸収入155万5,000円となっており、歳入合計は182万5,000円で、前年度に比べ33万5,000円の減額となっています。

次に、8ページをお願いいたします。

歳出につきましては、本年度予算額として、2款公債費が155万7,000円となっており、歳出合計額は182万5,000円で、前年度に比べ33万5,000円の減額となっています。本会計につきましては、起債の償還が減少しているため減額予算となっています。

以上、議案第5号から議案第8号までの補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（阿部雅志君） 暫時休憩をいたします。

午前11時20分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（阿部雅志君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

坂東健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂東恵子君） 議長の許可をいただきましたので、議案第9号について補足説明をさせていただきます。

平成25年度阿波市介護保険特別会計予算書をお願いします。

議案第9号平成25年度阿波市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ40億8,574万9,000円と定める。

次に、6ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書で主なものを説明いたします。

歳入について、本年度予算額として、1款介護保険料6億6,127万3,000円、3款国庫支出金10億5,657万5,000円、4款支払基金交付金11億3,286万6,000円、5款県支出金5億7,203万7,000円、8款繰入金6億6,238万4,000円、歳入合計額は40億8,574万9,000円で、前年度に比べまして1億1,937万7,000円の増額となっております。

続きまして、8ページをごらんください。

歳出についてご説明いたします。

歳出について、本年度予算額として、1款総務費1億2,904万6,000円、2款保険給付費38億9,809万1,000円、5款地域支援事業費4,635万3,000円、7款諸支出金221万1,000円、歳出合計額は40億8,574万9,000円で、前年度に比べまして1億1,937万7,000円の増となっております。増額の要因につきましては、認定被保険者の増による保険給付費のうち、介護サービス等諸費の増によるものです。

以上、議案第9号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますよう

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部雅志君） 大川水道課長。

○水道課長（大川広幸君） 議案第10号と議案第11号について補足説明をさせていただきます。

議案第10号平成25年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計予算について説明させていただきます。

1ページをお願いします。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ300万1,000円と定めるものがございます。

次に、6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書で主なものについて説明させていただきます。

歳入予算であります、2款使用料及び手数料155万4,000円、4款繰入金120万円、5款繰越金24万3,000円で、歳入合計300万1,000円でございます。

次に、歳出でございます。8ページ、9ページをお願いいたします。

1款総務費37万9,000円、2款施設費261万2,000円、歳出合計300万1,000円でございます。

次に、議案第11号をお願いいたします。

平成25年度阿波市水道事業会計予算について説明させていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、平成25年度阿波市水道事業会計の予算は、次に定めるものがございます。

第2条、業務の予定量につきましては、給水戸数1万4,200戸、年間総給水量476万8,204立方メートル、主な建設改良事業は、配水施設事業に4億4,740万円と定めるものがございます。

第3条、収益的収入及び支出の予算でございますが、収入で、第1款水道事業収益6億4,935万4,000円です。内訳といたしましては、第1項営業収益6億3,808万6,000円です。第2項営業外収益1,126万7,000円、第3項特別利益1,000円でございます。

支出は、第1款水道事業費6億4,310万2,000円です。内訳といたしましては、第1項営業費用で5億5,150万2,000円、第2項営業外費用で6,650万

円、第3項特別損失1,510万円、第4項予備費1,000万円でございます。

第4条、資本的収入及び支出でございますが、収入で、第1款資本的収入は3億514万7,000円です。内訳ですが、第1項出資金234万7,000円、第2項工事負担金280万円、第3項企業債3億円でございます。

支出です。第1款資本的支出として5億5,770万円です。内訳といたしましては、第1項建設改良費4億5,777万円、第2項企業債償還金1億円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億5,255万3,000円は、当年度損益勘定留保資金1億9,528万2,000円、当年度消費税及び地方消費税資本的支出調整額2,100万円及び建設改良積立金3,627万1,000円で補填するものでございます。

次に、2ページをお願いいたします。

第5条、継続費です。継続費の総額及び年割り額は、1款資本的支出、1項建設改良費、事業名といたしましては市場高区配水池築造工事で総額7億1,505万円を、平成25年度で3億6,540万円と、平成26年度に3億4,965万円とするものでございます。

第6条、債務負担行為です。債務負担行為をすることができる事項といたしまして、期間及び限度額についてです。水道事業用コンピューター及びシステムリース料として、平成23年から27年までの間、限度額として2,412万9,000円です。それと、水道料金徴収業務委託料でございます。平成26年1月から30年12月までの5年間で、限度額を2億7,500万円に定めるものでございます。

次に、第7条、企業債でございます。起債の借入限度額を3億円と定めるものでございます。

次に、第8条、予定支出の各項の経費の金額の流用です。予定支出の各項の経費の金額を流用することができるのは、営業費用、営業外費用、特別損失と定めるものでございます。

第9条、議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、職員給与の1億1,100万4,000円でございます。

第10条、他会計からの補助金を受ける金額につきましては、一般会計から1,334万1,000円と定めるものでございます。

3ページをお願いします。

第11条、棚卸資産購入限度額につきましては1,360万円と定めるものでございます。

平成25年2月25日提出、阿波市長。

以上で平成25年度伊沢谷簡易水道事業特別会計と平成25年度阿波市水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、承認いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（阿部雅志君） 井内総務部長。

○総務部長（井内俊助君） 議長の許可をいただきましたので、議案第12号から議案第16号についての補足説明をさせていただきます。

議案第12号をお願いいたします。

議案第12号阿波市債権管理条例の制定について。

阿波市債権管理条例を次のように定める。

平成25年2月25日提出、阿波市長。

この条例につきましては、市の債権の管理に関する事務処理につきまして、必要な事項を定めることにより、債権管理の一層の適正化を図り、市民負担の公平性及び財政の健全性を確保することを目的として制定するものでございます。

内容につきましては、市の保有する債権について、滞納処分や強制執行等の実施の手続、滞納処分の執行停止や徴収停止、債権の放棄に係る要件等を統一した事務処理の基準により規定をいたしまして、市の債権を適正に管理するとともに、効率的な事務処理を行います。

条例の構成内容といたしましては、第7条から第13条に債権回収手続について、第14条から第17条においては回収不能債権の取り扱いについてを規定をいたしております。

施行日は、1年間の試行期間を設けておりまして、平成26年4月1日からとなっております。

次に、議案第13号をお願いいたします。

議案第13号阿波市教育基金条例及び阿波市土地改良事業基金条例の廃止について。

阿波市教育基金条例及び阿波市土地改良事業基金条例を廃止する条例を次のように定める。

平成25年2月25日提出、阿波市長。

この条例は、基金条例の廃止条例でございます。今回廃止する2基金につきましては、合併前の阿波町条例の規定によりまして積み立てられたものでございます。現在は運用益の積み立てのみでありまして、金利の低下による収入の減少に加え、類似している基金があり、新たな積み立てもできない状況となっております。このため、基金全体のあり方に見直しを加えることで行政課題に対応し、優先度の高い施策に対し、基金からの財源充当が可能となるよう、基金の整理、再編に取り組むために廃止するものでございます。廃止後の対応については、教育基金は現在設置をされております教育施設整備基金に積み立て、また土地改良事業基金につきましては財政調整基金に積み立てをするものでございます。

施行日は、公布の日からとなっております。

次に、議案第14号をお願いいたします。

議案第14号阿波市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について。

阿波市新型インフルエンザ等対策本部条例を次のように定める。

平成25年2月25日提出、阿波市長。

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定されたことに伴い制定するものでございます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法では、新型インフルエンザ等の緊急事態宣言がされたときは、市町村長は直ちに市町村新型インフルエンザ等対策本部を設置しなければならないこととされておりまして、また対策本部に関し必要な事項は市町村の条例で定めることとされております。このため、今回条例を制定し、対策本部の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものでございます。

施行日については、法律の施行の日、またはこの条例の公布の日か、いずれか遅い日から施行することとなります。

次に、議案第15号をお願いいたします。

議案第15号阿波市職員の給与に関する条例の一部改正について。

阿波市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年2月25日提出、阿波市長。

この条例改正は、先ほどの議案第14号と同じく、新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定に伴うものでございます。

主な改正内容といたしましては、特別措置法に基づき、国や他の地方公共団体等から派

遣された職員に対しまして、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を支給することを可能とするものでございます。

施行日についても先ほどと同じで、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日、またはこの条例の公布の日の、いずれか遅い日からの施行となります。

次に、議案第16号をお願いいたします。

議案第16号阿波市男女共同参画審議会条例の制定について。

阿波市男女共同参画審議会条例を次のように定める。

平成25年2月25日提出、阿波市長。

この条例は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を策定するため、地方自治法の規定に基づき、男女共同参画審議会を設置するためのものがございます。所掌事務として、審議会は市長の諮問に応じ、男女共同参画計画の策定、見直し及び実施に関し必要な事項について、その調査及び審議を行い、市長に答申するものとなっております。審議会の組織は、学識経験を有する者など10人以内をもって組織し、委員の任期は市長の諮問に係る審議が終了するまでの期間となっております。

また、委員の報酬について、阿波市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の定めるところとなっております。この条例の附則におきまして、阿波市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を合わせて行っております。

なお、委員の報酬については日額6,200円となっております。

また、施行日は平成25年4月1日からとなります。

以上、議案第12号から議案第16号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いをいたします。

○議長（阿部雅志君） 坂東健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂東恵子君） 議長の許可をいただきましたので、議案第17号と議案第18号について補足説明をさせていただきます。

議案第17号阿波市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

今回の条例制定につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が平成23年5月2日に公布されたのに伴い、介護保険法の一部が改正されました。この改正により、従来省令により定められていたサー

ビス事業所、施設等の人員、設備等指定基準が条例により定める事項とされたことから、これらの基準を定める条例を制定するものです。

制定する条例の内容につきましては、国が定める基準と同等の基準とすることが適当であると考えます。このため、事業の人員、設備及び運営に関する基準を現行の基準どおり定めるものです。

施行日は平成25年4月1日です。

続きまして、議案第18号をお願いします。

議案第18号阿波市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について。

この条例につきましても、議案第17号と同じく地域主権一括法による改正に伴うものです。

制定する条例の内容については、国が定める基準と同等の基準とすることが適当であると考えます。このため、事業の人員、設備及び運営に関する基準を現行の基準どおり定めるものです。

施行日は平成25年4月1日です。

以上、議案第17号と議案第18号の補足説明とさせていただきます。ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部雅志君） 西村建設部長。

○建設部長（西村賢司君） 議長の許可をいただきましたので、議案第19号から議案第23号までの補足説明をさせていただきます。

まず、議案第19号阿波市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定についてでございます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、これを第1次一括法と申しますけれども、この法律が平成23年5月2日に公布されたのに伴いまして、道路法の一部が改正されました。この改正によりまして、従来省令により定められておりました市道に設ける案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法が条例により定める事項とされたことから、これらの基準を定める条例を制定するものであります。

制定する条例の内容につきましては、国が定める基準と同等の基準が適当であると考え

ております。このため、市道に設ける案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法を現行の基準どおりと定めるものであります。

施行日は公布の日からとしております。

次に、議案第20号阿波市市道の構造の技術的基準を定める条例の制定についてでございます。

これも、第1次一括法の公布に伴いまして、道路法の一部が改正されました。この改正によりまして、従来政令により定められていた市道の構造の技術的基準が、一部を除き、その道路管理者であります地方公共団体の条例で定める事項とされたことから、これらの基準を定める条例を制定するものであります。

この内容につきましても、国の基準と同等の基準とすることが適当であると考えております。このため、市道の構造の一般的技術的基準を現行の基準どおりと定めるものであります。

施行日は公布の日からとしております。

次に、議案第21号阿波市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についてであります。

これも、第1次一括法が公布に伴いまして、河川法の一部が改正されたものであります。この改正によりまして、従来政令により定められていた準用河川に係る河川管理施設または河川法第26条第1項の許可を受けて設置される工作物のうち、ダム、堤防その他の主要なものの構造について、河川管理上必要とされる技術的基準が条例により定める事項とされたことから、これらの基準を定める条例を制定するものであります。

この内容につきましても、国の基準と同等の基準とすることが適当であると考えております。このため、準用河川に係る河川管理施設または河川法第26条第1項の許可を受けて設置される工作物のうち、ダム、堤防、その他主要なものの構造については、河川管理上必要とされる技術的基準を現行の基準のとおり定めるものであります。

施行日は公布の日からといたしてしております。

次に、議案第22号阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

これにつきましては、第1次一括法が平成23年5月2日に公布されたのに伴いまして、公営住宅法の一部が改正されたものであります。この改正によりまして、従来省令に定められていた公営住宅及び共同施設の整備基準、入居者資格基準が条例により定める事

項とされたことから、これらの基準を定める条例の一部を改正するものであります。

この基準につきましても、国の基準と同等とすることが適当と考えておりますので、このため、公営住宅及び共同施設の整備基準の入居者資格基準を現行の基準のとおりと定めるものであります。

施行日は平成25年4月1日といたしております。

次に、議案第23号阿波市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の制定についてであります。

これにつきましては、第2次一括法、平成23年8月30日の公布に伴いまして、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、バリアフリー法の一部が改正されました。この改正によりまして、従来省令により定められておりました高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準が条例により定める事項とされたことから、この基準を定めるものであります。

これにつきましても、国の基準と同等とすることが適当と考えております。このため、高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を現行の基準のとおりと定めるものであります。

施行の日は公布の日からといたしております。

以上、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部雅志君） 大川水道課長。

○水道課長（大川広幸君） 議案第24号阿波市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例の制定についてでございます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、第2次一括法でございますが、平成23年8月30日に公布されたのに伴い、水道法の一部が改正されました。この改正には、従来政令により定められていた水道布設工事監督者の資格基準等が条例により定める事項とされることから、これらの基準を定める条例を制定するものでございます。

主な内容につきましては、布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者の資格、水道技術管理者の資格については、水道法の施行令の中の基準で定められております。制定する条例の内容につきましては、国の基準と同等の基準とすることが適当であると考えております。このため、布設工事監督者の資格基準等を現行の基準どおり

定めるものとするものでございます。

施行日につきましては、平成25年4月1日からと思います。

承認くださいますようお願いいたします。

○議長（阿部雅志君） 坂東健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂東恵子君） 議長の許可をいただきましたので、議案第25号について補足説明をさせていただきます。

議案第25号地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が平成24年6月27日に公布され、一部を除き、平成25年4月1日から施行されることにより、障害者自立支援法の題名等一部が改正されます。この法改正により、第1条では阿波健康福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正するものです。

2条につきましては、阿波市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正するものです。

第3条では、阿波市保健センター設置及び管理に関する条例の一部を改正するものです。

いずれも、法の題名が「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めるものです。

施行日は、平成25年4月1日です。

以上、議案第25号の補足説明とさせていただきます。ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部雅志君） 西村建設部長。

○建設部長（西村賢司君） 議長の許可をいただきましたので、議案第26号と議案第27号の補足説明をいたします。

まず、議案第26号阿波市道路線の認定について。

新設改良工事等によりまして、道路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

認定路線数は、阿波町が2路線、市場町1路線、土成町4路線、吉野町4路線、計11

路線となっております。

次に、議案第27号阿波市道路線の変更についてでございます。

起終点の変更に伴いまして、道路線を変更したいので、道路法第10条第3項の規定によりまして提案するものであります。

今回の変更路線数は、市場町3路線となっております。

以上、ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿部雅志君） 坂東健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂東恵子君） 議長の許可をいただきましたので、議案第28号阿波市八幡地区幼保連携施設新築工事請負契約の締結について補足説明させていただきます。

下記のとおり、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び阿波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

平成25年2月25日提出、阿波市長。

契約の目的は、阿波市八幡地区幼保連携施設新築工事。契約の方法は、入札後、審査方式、一般競争入札。契約の金額は、3億4,300万7,700円。契約の相手方は、鳳建設・三木建設阿波市八幡地区幼保連携施設新築工事共同企業体。

代表構成員は、徳島県阿南市宝田町出口4番地2、鳳建設株式会社、代表取締役福井秀樹。構成員は、徳島県阿波市市場町市場字町筋70番地1、三木建設株式会社、代表取締役三木誠司。

以上、議案第28号の補足説明とさせていただきます。ご審議賜り、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿部雅志君） 以上で説明が終わりました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告いたします。

次回は、3月5日午前10時より代表質問、一般質問であります。

本日はこれをもって散会をいたします。

午後0時09分 散会